

## 「基本方針2003『国庫補助負担金等整理合理化方針』」重点項目に関する平成16年度予算概算要求等の状況

(関係する各省庁の概算要求概要資料等により作成)

(単位：億円)

基本方針2003 国庫補助負担金等整理合理化方針		関連する主な国庫補助負担金		
重点項目	改革工程	国庫補助負担金名	平成15年度 予算額	平成16年度概算要求の主な内容
[ 社会保障 ] 新しい児童育成のた めの体制の整備	(1) 近年の社会構造・就業構造の著しい変化等を踏まえ、地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置を可能とする。  (2) 児童の教育・保育に従事する者は、当分の間、それぞれの資格を認めることとしつつ、将来的に幼稚園教諭と保育士の双方の資格を併せ持つことを要することとし、当面、双方の資格が取得しやすいような方策を講ずる。  (3) (1)及び(2)の実現に向けて、関係省庁において平成18年度までに検討するとともに、関連する負担金の一般財源化など国と地方の負担の在り方について、地方公共団体の意見を踏まえ、上の検討と並行して検討を進め、必要な措置を講ずる。	保育所運営費負担金	4,220	「多様な保育サービスの推進」として、平成15年度予算額4,855億円に対して、5,085億円を概算要求  次世代育成支援施策の在り方に関する研究会 (厚生労働省少子化対策推進本部事務局の研究会)「社会連帯による次世代育成支援に向けて」 (抜粋)(15.8.7) 2. 事業等の在り方 (2) 保育 保育所運営費について、その公的支援のすべてを市町村が負う、いわゆる一般財源化等に関する議論については、 ア) 次世代育成支援は、国の基本政策であり、地域の自主的、自立的な取組を前提としつつ、国としてどのように具体的に取り組むのか、 イ) 地方公共団体の財政状況等によって取組に格差が生じるおそれがあること、特に、過疎地域においては、一般的に担税力が弱く、仮に税源移譲等がなされた場合でも、十分な財源保障がなされないことにより現在の保育サービスの水準が維持できないおそれがあるなどの課題があり、慎重な検討が必要で
		社会福祉施設等施設整備費補助金・負担金 社会福祉施設等設備整備費補助金・負担金	1,227 91	

				ある。 むしろ、高齢者介護における介護保険制度のように、国と地方公共団体を含め国民皆で支える中で地方分権を進めるといふ考え方についても選択肢として検討することが考えられる。
保健所長医師資格要件の廃止	保健所長の医師資格要件については、地方の自主性の拡大の観点に立って検討会で検討を進め、平成15年度中に結論を得る。			
保険制度、サービス水準の見直し	増大する社会保障分野の補助負担金の抑制等に向けて、医療制度において、公的医療費の伸びの抑制等に取り組むとともに、介護保険制度を持続可能なものとするため、法施行後5年を目途とした見直しとして、給付と負担の見直し等に取り組むほか、生活保護その他福祉の各分野においても、制度、執行の両面から各種の改革を推進する。 介護保険事務費交付金については、一般財源化に向けて、地方公共団体における要介護認定に係る事務の定着状況や、地方公共団体の意見を十分に踏まえて検討し、必要な措置を講ずる。	介護保険事務費交付金	305	「介護保険制度の着実な実施と関連施策の推進」として、平成15年度予算額1兆8,929億円に対して、2兆820億円を概算要求
[ 教育・文化 ] 義務教育費国庫負担制度、教員給与の一律優遇の見直し	地方分権を推進し義務教育に関する地方の自由度を大幅に高めるため、平成14年12月の「総務・財務・文部科学3大臣合意」及び「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」で示された工程に従い、以下のとおり、引き続き義務教育費国庫負担制度等の見直し・検討を着実に推進し、必要な措置を講ずる。 (1) 義務教育に関する地方の自由度を大幅に拡大する観点から、平成16年度に義務教育費国庫負担制度の改革（例えば定額化・交付金化）のための具体的措置を講ずるべく、所要の検討を進める。 (2) 義務教育費に係る経費負担の在り方については、現在進められている教育改革の中で中央教育審議会において義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ、平成18年度末までに国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う。 (3) 学校栄養職員、学校事務職員については、義務標準法等を通じた国の関与の見直し及び義務教育費国庫負担制度の見直しの中で、地域や学校の実情に応じた配置が一層可能となる方向で検討を行う。	義務教育費国庫負担金	26,571	「優れた教員の確保と配置」として、平成15年度予算額2兆7,947億円に対して、2兆8,280億円を概算要求。 (第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の着実な推進のため、5,380人の改善を要求)  文部科学事務次官記者会見(概要)(15.9.1) ・義務教育費国庫負担金については概算要求は昨年同様。退職手当・児童手当に係る取扱いについては予算編成の最終段階で結論を出す。 ・公立学校教員給与の国立学校準拠制度の廃止により、地方の自主的判断で教員給与手当が決められることになり、それを担保するための義務教育費国庫負担制度
		公立養護学校教育費国庫負担金	1,308	

- (4) 退職手当、児童手当等に係る国庫負担金の取扱いについては、平成16年度予算編成までに結論を得る。
- (5) 教員給与については、平成16年度からの国立学校準拠制の廃止に伴う給与体系の見直し、及び平成18年度に実施される予定の公務員制度改革（能力・業績を適正に評価し、処遇に反映）と歩調を合わせた教員給与制度の一層の見直しを進める中で、教員の一律処遇から、能力等に応じた処遇システムへの転換に向けた検討を行う。

の改革を図ることが課題。定額化あるいは交付金化のための具体的措置の検討を図る。地方の自由度を大幅に増やす観点から定額制により2分の1を国庫負担し、残り2分の1を地方交付税で負担する積算（総額裁量制）により定額化を図る方針で財政当局や総務省の理解を得たい。

中央教育審議会文部科学大臣諮問（15.5.15）  
諮問理由（抜粋）

- ・今後の義務教育における教育条件整備の在り方について、幅広く御検討いただきたいと考えております。特に、現在進められている教育改革の中で義務教育制度の在り方の一環として、国と地方との適切な役割分担、費用分担の観点から、義務教育費国庫負担制度の意義役割を踏まえつつ、義務教育費に係る経費負担の在り方について、ご検討いただきたいと考えております。

参議院文教科学委員会（15.7.24）文部科学大臣答弁（抜粋）

- ・私は義務教育費国庫負担制度の根幹は守り続けていくということが当然だと思っております。
- そして、地方分権という角度からいいますと、むしろ教員配置についての学級編制のもう少し弾力化をしていく、あるいは定数配置についても各地域の自主性を考えたような配置もできるようにしていくと。さらには、給与費についての個別の額についてももう少し弾力化していく必要があるかもしれません。

<p>学級編制の基準の設定権限等の県から市への権限移譲</p>	<p>県と政令市間の県費負担教職員制度の見直し、学級編制の基準の設定権限の移譲については、関係道府県及び政令市等関係方面の理解を得つつ、平成15年度内に意見を集約し、その結果を踏まえ、実現を図る。</p> <p>政令市立の高等学校及び中核市立の幼稚園の設置認可の見直しについては、認可制を届出制とすることにつき、関係各方面の意見を平成15年度内に集約し、その結果を踏まえ、実現を図る。</p>			
<p>[ 公共事業 ] 地方道路整備臨時交付金の運用改善</p>	<p>地方道路整備臨時交付金については、地方公共団体がより主体的に事業を実施できるよう、平成15年度より国費と地方費の割合を個別事業（要素事業）ごとに固定せず、都道府県内の個別事業費の総額について適用する取扱いとする。</p>	<p>地方道路整備臨時交付金</p>	<p>7,033</p>	<p>「道路関係予算概算要求概要」 4 「道路行政の改革」 (2) 地方の裁量のもと成果のあがる交付金制度への改革 地方道路整備臨時交付金については、地方にとってより使い勝手がよく、かつ高い成果があげられる制度に改善するため、地方の裁量を拡大するとともに、事業のパッケージごとに目標に対する達成度を評価し、その評価結果が以降の予算に反映されるシステムの構築を行うなどの改革を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の道路事業からなるパッケージについて整備効果の公表を求め、個別事業への審査・指導は廃止 [ 新規 ]</li> <li>・道路構造令の改正及び構造基準の弾力的な運用による裁量の拡大</li> <li>・事業間で予算の流用が可能</li> <li>・県・市町村の国費率を自由に設定可能</li> <li>・道路・街路混在のパッケージの設定が可能 [ 新規 ]</li> </ul>
<p>市町村事業等に係る国庫補助負担事業の原則廃止・縮減</p>	<p>平成15年度に引き続き、平成16年度以降においても、採択基準の引上げ、補助金の統合化、補助対象の重点化等を実施する。平成16年度における採択基準の引上げ幅については、具体的に定める。</p>	<p>地方道改修費補助等（地方道路整備臨時交付金含む） 河川改修費補助等 都市公園事業費補助等 公営住宅建設費等補助等</p>	<p>14,334 5,739 973 3,385</p>	<p>[ 廃止 ] ( 道路 ) ・舗装補修事業補助 ( 下水道 ) ・維持更新事業補助（特別区及び指定都市</p>

下水道事業費補助等	8,947	について、汚水に関する下水管きよの維持更新（管きよの排除能力や水質改善機能の増強を伴わないもの）のうち新規事業分）
空港整備事業費補助等	254	
港湾改修費補助等	1,093	
農業農村整備事業等（農業集落排水事業費補助を含む）	5,828	（国土交通省関係）
森林環境保全整備事業費補助等	993	・奨励的補助金を対前年度比約 9 % 縮減
水産物供給基盤整備事業費補助等	1,727	約3,133億円 約2,863億円
廃棄物処理施設整備費補助等	1,474	（農林水産）
その他	6,506	・農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（市町村等の実施する事業の新規採択を原則中止）
（計）	51,253	
		[ 採択基準の引き上げ ]
		（道路）
		・橋梁補修事業（地方道）
		（都市公園）
		・市町村都市公園事業費補助 全体事業費 1 億円 2 億円
		（海岸）
		・補修費統合補助 4 千万円 4 千 5 百万円
		・海岸環境整備事業費補助 8 千万円 8 千 5 百万円
		（農林水産）
		・農村振興総合整備事業 団体営 5 千万円 2 億円 都道府県営 1 億円 2 億円
		・森林居住環境整備事業 5 億円 8 億円
		・漁港環境整備事業 3 千万円 5 千万円
		・海岸保全施設補修統合補助事業 都道府県営 4 千万円 4 千 5 百万円
		・高潮対策・侵食対策・公有地造成護岸等

			<p>整備統合補助事業</p> <p>市町村営 6千万円 7千万円</p> <p>・海岸環境整備事業 8千万円 8千5百万円</p> <p>[統合補助金(新規・拡充等)]</p> <p>(河川)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一級河川、二級河川の各統合補助金の統合</li> <li>・準用河川改修事業の統合補助金化</li> <li>・河川修繕事業の統合補助金化</li> </ul> <p>(都市公園・都市環境整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地環境整備総合支援事業(新規)</li> <li>・まちづくり総合支援事業の拡充</li> <li>・都市再生総合整備事業の拡充</li> </ul> <p>(住宅)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅の統合補助金化</li> </ul> <p>(港湾)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾施設統合補助の拡充</li> </ul> <p>(農林水産)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・美しいむらづくり総合整備事業の創設</li> <li>・むらづくり総合整備事業の拡充</li> <li>・田園自然環境保全整備事業(新規)</li> <li>・フォレスト・コミュニティ総合整備統合補助事業(新規)</li> <li>・漁村づくり総合整備事業の拡充</li> </ul>
<p>事業主体としての国と地方の役割分担の明確化</p>	<p>維持管理に関する直轄事業負担金については、地方分権推進計画に基づき、引き続き、段階的縮減を含め、見直しを行う。</p> <p>直轄事業負担金に係る事務費については、地方分権推進計画に基づき、引き続き、国直轄事業と国庫補助事業の事業執行の在り方等も踏まえつつ、対象となる経費の内訳や範囲等について均衡のとれたものとなるよう、更に見直しを行う。</p>		

<p>[ 産業振興その他 ] 農業委員会・改良普及事業</p>	<p>農業委員会については、必置基準面積を大幅に引き上げるとともに、選挙委員の法定下限定数を引き下げる（次期通常国会に法律改正案を提出予定）。あわせて、農業委員会の組織のスリム化、効率化を進め、これに沿った交付金の縮減を行う。</p> <p>協同農業普及事業については、普及センターの必置規制を廃止するとともに、普及手当支給の上限規定を廃止する（次期通常国会に法律改正案を提出予定）。あわせて、普及事業の重点化・効率化、普及職員の資質向上等により組織のスリム化を進め、これに沿った交付金の縮減を行う。また、林業普及指導事業、水産業改良普及事業についても、協同農業普及事業に準じた見直しを行う。</p> <p>なお、改革の進展状況を踏まえつつ、平成18年度までに、地方の自主性の拡大の観点に立って、交付金について一般財源化等その在り方等について所要の検討を行い、結論を得る。</p>	<p>協同農業普及事業交付金 林業普及指導事業交付金 水産業改良普及事業交付金 農業委員会交付金</p>	<p>252 36 6 116</p>	<p>（協同農業普及事業交付金） 平成15年度予算額252億円に対して、同額を概算要求。</p> <p>（農業委員会交付金） 平成15年度予算額116億円に対して、同額を概算要求。</p> <p>「農林水産省予算概算要求の概要」 平成16年度農林水産予算概算要求の方針</p> <p>6. 地方分権の推進</p> <p>2. 国庫補助負担事業の重点化・効率化</p> <p>○農業委員会・普及事業</p> <p>農業委員会及び協同農業普及事業については、活動・事業の重点化・効率化、組織のスリム化を促進するため、農業委員会活動、委員会設置基準、委員定数等についての見直し</p> <p>普及職員の必置規制の緩和、普及手当のあり方を見直し</p> <p>等を内容とする関係法律の改正を次期通常国会の提出に向けて検討中</p> <p>交付金については、最新時点における農業委員会数、普及職員数の確かな見通しが得られる本年度秋以降、予算編成過程において、それぞれの効率化、スリム化の状況を踏まえ、縮減を図る。</p> <p>なお、林業普及指導事業及び水産業改良普及事業については、上記に準じて対応</p>
-------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------	---------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

交通安全対策特別交付金の見直し	交通安全対策特別交付金については、国の関与を縮減する観点から、道路交通法の国の報告徴収及び国への返還の規定を廃止する。 また、現在反則金の対象としている違法駐車に関する法制度の在り方の検討に当たっては、国の関与を縮減するという三位一体の改革の観点も踏まえ、平成15年中を目途に結論を得る。	交通安全対策特別交付金	822	平成15年度予算額822億円に対して、790億円を概算要求。
-----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------	-----	--------------------------------

(参考) 各省庁の概算要求における国庫補助負担制度の改革内容抜粋

#### 厚生労働省

「平成16年度厚生労働省予算概算要求の主要事項」

平成16年度厚生労働省予算編成に当たっての基本的視点

厚生労働省は、平成16年度の予算編成に当たり、国民の安心や生活の安定、社会経済の活性化を図るため、特に次のような視点を踏まえ、施策の重点化や効率化に取り組む。

年金制度改革及び児童手当の充実をはじめとする少子化対策の施策に要する経費の取扱いについては、予算編成過程で検討する。

また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」に基づく国庫補助負担金の見直し等についても、引き続き検討していくこととする。

#### 国土交通省

「平成16年度予算概算要求概要」

第2 平成16年度予算概算要求の概要

3. 三位一体の改革(国庫負担金制度の改革)の推進

個性ある地域の発展のため、「地方にできることは地方で」を基本に廃止・縮減等の改革を行う一方、国家的見地から支援すべき事業については、戦略テーマ毎の補助体系へ改革するとともに、統合補助金の更なる拡充などにより、地方の裁量を高める方向での改革を推進。

《「地方にできることは地方で」を基本に改革》

○本来地方の責任で行うべき事業への国庫補助負担金を廃止・縮減。

例 道路の舗装補修、下水道の污水管きよの機能増強等を伴わない維持更新 等

○都市公園事業、海岸事業、港湾施設改良統合補助金等について採択基準の引上げ等による重点化を実施(例:市町村都市公園整備事業の全体事業費の下限 1億円 2億円)

○奨励的補助金を対前年度比約 9%縮減。

約3,133億円(H15年度) 約2,863億円(H16年度要求)

《戦略テーマ毎の補助体系へ改革を推進》

戦略テーマ毎の補助体系の例

- ・ホーム、自由通路、駅前広場、アクセス道路整備等に対する国庫補助負担金を同時採択すること等により、駅と周辺のバリアフリー化を一体的に推進
- ・都市公園の整備、民有緑地の保全等を一体的に推進するため、新たな統合補助金(緑地環境整備統合支援事業)を創設し、「緑の回廊構想」を推進



- ・河川管理者と下水道管理者が共同で計画を策定し、事業を実施することにより、効率的な雨水対策、水質浄化対策を推進
- ・まちづくり総合支援事業のメニューに観光交流センターの整備を追加し、地域の観光資源を活かしたまちづくりを推進

《地方の裁量を拡大し使いやすく改革》

- 地方の裁量を大幅に高める方向での改革を推進するため、地域の魅力・活力向上に向けた「まちづくり助成金（仮称）」を創設するとともに、「豊かな住まい空間創出事業（仮称）」の創設、1級・2級河川の各統合補助金の統合、公営住宅と特定優良賃貸住宅・高齢者向け優良賃貸住宅の各統合補助金の統合など、統合補助金の更なる拡充を推進。7,984億円（1.13倍）
- まちづくり総合支援事業の採択要件緩和、地方道路整備臨時交付金の運用改善など、地方にとっての使いやすさを重視した改善。
- 高規格幹線道路における追越区間付2車線構造の推進など、ローカルルールの充実により地域の実情に応じた整備を推進。

## 農林水産省

「平成16年度農林水産省予算概算要求の概要」

平成16年度農林水産予算概算要求の方針

### 6. 地方分権の推進

国と地方の役割分担に応じた事務事業の見直し

平成16年度農林水産予算要求においては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月27日閣議決定）を踏まえ、地方自治体の自主性・自立性を活かした事務事業の展開が可能となるよう、事業の統合補助金化を進めるとともに、国庫補助負担金の重点化を図った。

#### 1. 事業の統合補助金化の推進

平成16年度予算概算要求においては、農林水産関係事業が、地方公共団体にとって使いやすく、かつ、自主性が発揮しやすいものとなるよう、公共事業等において更なる統合補助金化を実施

- ・美しいむらづくり総合整備事業（5億円）

（農林水ヨコ型統合補助金の創設）農村振興総合整備統合補助事業（農）、森林居住環境整備事業（林）、漁港環境整備統合補助事業（水）

ヨコ型統合補助とは、地区別の実施事業毎の事業費の配分を地方の裁量に委ねる仕組み。

- ・むらづくり総合整備事業（拡充）（109億円）

対象事業に地域用水環境整備統合補助事業（新規）（6億円）を追加

- ・田園自然環境保全整備事業（新規）（10億円）
- ・フォレスト・コミュニティ総合整備統合補助事業（新規）（72億円）

地域の環境整備に係る居住環境整備及び居住地森林環境整備を統合補助金化

- ・漁村づくり総合整備事業（拡充）（30億円）

統合補助の対象を、これまでの市町村営事業から、都道府県営事業まで拡大

（平成16年度予算概算要求における創設・拡充分 232億円）

#### 2. 国庫補助負担事業の重点化・効率化

- 農業委員会・普及事業

農業委員会及び協同農業普及事業については、活動・事業の重点化・効率化、組織のスリム化を促進するため、

農業委員会活動、委員会設置基準、委員定数等についての見直し  
普及職員の必置規制の緩和、普及手当のあり方の見直し  
等を内容とする関係法律の改正を次期通常国会の提出に向けて検討中

交付金については、最新時点における農業委員会定数、普及職員数の確かな見直しが得られる本年度秋以降、予算編成過程において、それぞれの効率化、スリム化の状況を踏まえ、縮減を図る。

なお、林業普及指導事業及び水産業改良普及事業については、上記に準じて対応

○ 農業共済事業事務費負担金

平成14年10月30日に地方分権改革推進会議が公表した「事務・事業の在り方に関する意見」を踏まえ、農業共済組合連合会向けの事務費負担金については、都道府県経由での交付を国から連合会への直接交付に改める。

なお、農業共済組合等向けの事務費負担金については、都道府県の意向を踏まえ、従来どおり、都道府県経由での交付

○ 採択基準の引上げ

農村振興総合整備事業

団体営事業	5千万円	2億円
-------	------	-----

都道府県営事業	1億円	2億円
---------	-----	-----

森林居住環境整備事業（居住環境基盤の整備を重点的に行う場合）

	5億円	8億円
--	-----	-----

漁港環境整備事業	3千万円	5千万円
----------	------	------

海岸保全施設補修統合補助事業

都道府県営事業	4千万円	4千5百万円
---------	------	--------

高潮対策・侵食対策・公有地造成護岸等整備統合補助事業

市町村営事業	6千万円	7千万円
--------	------	------

海岸環境整備事業	8千万円	8千5百万円
----------	------	--------

○ 事業対象の重点化

農村振興総合整備事業について、農村生活環境整備のあり方につき、学識経験者等からなる第三者委員会での検討を踏まえた上で、農業生産基盤の整備と関連するものに重点化

広域農道整備事業について、学識経験者等からなる第三者委員会での検討を踏まえた上で、広域農道の新規採択予定路線を限定

地域水産物供給基盤整備事業（第1種漁港の整備）について、新たな定量指標の導入により新規採択の対象を限定

(参考)

平成16年度一般会計概算要求額調 (H15.9.9 財務省)

(別紙1)

地方公共団体向け補助金等の概算要求・要望額調

(単位 百万円)

所 管	前年度予算額	平成16年度 概算要求・要望額	比較増△減額
国 会	841	848	7
裁 判 所	347	358	11
会 計 検 査 院	12	12	0
内 閣	1	8	7
内 閣 府	266,883	299,810	32,927
内閣本府等	125,845	155,895	30,050
警 察 庁	63,713	65,720	2,007
防 衛 庁	77,325	78,195	870
総 務 省	90,811	232,353	141,542
法 務 省	7,312	7,463	151
外 務 省	733	25	△ 708
財 務 省	10,492	9,695	△ 797
文 部 科 学 省	3,137,765	3,206,152	68,387
厚 生 労 働 省	10,844,932	11,511,900	666,968
農 林 水 産 省	1,002,928	1,140,260	137,332
経 済 産 業 省	58,875	43,888	△ 14,987
国 土 交 通 省	1,871,195	2,077,770	206,575
環 境 省	158,370	151,747	△ 6,623
合 計	17,451,497	18,682,289	1,230,792

地方公共団体向け国庫補助金のうち  
公共投資関係費・裁量的経費の要望額調

(単位 百万円)

所 管	前年度予算額	平成16年度要望額	比較増△減額
内 閣 府	109,865	128,097	18,232
内閣本府等	62,646	78,760	16,114
警 察 庁	22,520	24,397	1,877
防 衛 庁	24,699	24,940	241
総 務 省	41,117	52,296	11,179
外 務 省	707	-	△ 707
文 部 科 学 省	243,396	261,176	17,780
厚 生 労 働 省	561,967	638,519	76,552
農 林 水 産 省	387,194	442,265	55,071
経 済 産 業 省	55,124	39,401	△ 15,723
国 土 交 通 省	296,729	287,606	△ 9,123
環 境 省	156,541	150,054	△ 6,487
合 計	1,852,640	1,999,414	146,774

(注) 上記2表の「平成16年度概算要求・要望額」、「平成16年度要望額」欄の計数は、各省庁から提出された調書に基づいて作成したものである。